

令和6年 第1回

教育委員会定例会会議録

とき 令和6年1月23日

品川区教育委員会

令和6年第1回教育委員会定例会

日 時 令和6年1月23日(火) 開会：午後3時
閉会：午後4時48分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 伊崎 みゆき
教育長職務代理者 吉村 潔
委 員 海沼 マリ子
委 員 稲垣 百合恵

出席理事者 教 育 次 長 米田 博
庶 務 課 長 宮尾 裕介
学 務 課 長 柏木 通
指 導 課 長 中谷 愛
教育総合支援センター長 丸谷 大輔
特別支援教育担当課長 唐澤 好彦
品川図書館長 吉田 義信
学校施設担当課長 森 雄治
統括指導主事 升屋 友和
統括指導主事 齊藤 隆光

事務局職員 庶 務 係 長 菅野 祐輝
書 記 藤沼 真也子
書 記 田島 希望

傍聴人数 2名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を
非公開とした。

次第

- 第1号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 第2号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第3号議案 学校教育職員（固有教員）の任免等について（退職）
- 第4号議案 幼稚園教育職員の任免等について（休職）
- 第5号議案 教職員の任免等について（勸奨退職）
- 第6号議案 区議会提出議案に関する意見聴取（品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例）
- 協議事項1 教育委員会事務事業の点検および評価について
- 報告事項1 令和5年度補正予算（最終）について
- 報告事項2 令和6年度新入学 学校選択希望申請理由の調査結果について
- 報告事項3 教職員の任免等について（普通退職）
- 報告事項4 教職員の任免等について（休職）
- 報告事項5 区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況について
- 報告事項6 いじめの重大事態の結果報告について
- 報告事項7 事務局職員の任免等について（休職）
- その他 令和6年2月・3月行事予定について

令和6年第1回教育委員会定例会

令和6年1月23日

【教育長】 ただいまから令和6年第1回教育委員会定例会を開会いたします。

署名委員に、海沼委員、稲垣委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせをいたします。

初めに、会議の持ち方についてですが、日程第1、第3号議案、学校教育職員（固有教員）の任免等について（退職）、日程第1、第4号議案、幼稚園教育職員の任免等について（休職）、日程第1、第5号議案、教職員の任免等について（勸奨退職）、日程第3、報告事項3、教職員の任免等について（普通退職）、日程第3、報告事項4、教職員の任免等について（休職）、日程第3、報告事項7、事務局職員の任免等について（休職）、これらは人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき非公開の会議といたしますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 では、異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議いたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、第1号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について。日程第1、第2号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について。これらの議案は一括して説明をお願いし、質疑の後、それぞれ採決していきたいと思っております。では、説明をお願いします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、第1号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正等の概要、及び第2号議案、同条例の施行規則の一部改正概要について説明をさせていただきます。

初めに、今回の条例及び施行規則の一部改正は、令和5年12月27日に開催されました令和5年第4回東京都議会定例会において、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例が可決されたことを受けまして、東京都と区で同一の補償とするために改正を行うものとなります。

それでは初めに、資料1、条例の一部改正等の概要を御覧ください。1、改正理由でございます。改正理由は2つございます。1つ目は、東京都の職員の給与に関する条例の改正に伴い、補償額が改定されたためとなります。2つ目は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、規定を整備する必要があるためとなります。

次に2、主な改正内容でございます。こちらは別紙新旧対照表のほうで御説明をいたします。A4横になっております新旧対照表を御覧ください。新旧対照表の1ページ目でございます。表の右側、改正前の第7条を御覧ください。表中段になります。こちらの第7

条の（２）に「婦人補導院その他」という記載がございますが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い婦人補導院法が廃止となるため、（２）を削除し、左側の改正後のとおり（１）の内容を条文に整備してございます。次に、表の下段、別表補償基礎額表についてですが、こちらは裏側の２ページ目を御覧いただきまして、下線の部分のとおりのようになりますが、こちらの補償基礎額につきまして、主に引上げとなりますが、改正となっております。

申し訳ございませんが資料１の表面にお戻りいただきまして、４、施行期日です。本条例は公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用するものであります。ただし第７条の改正規定は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行される令和６年４月１日から施行するものとなります。

以上が条例の一部改正の説明となります。

続きまして資料２、施行規則の一部改正の概要について説明をいたします。改正理由でございますが、先ほど説明しました条例の一部改正に伴い、施行規則を改正する必要があるためでございます。

２、改正内容でございますが、こちらも別紙のほうで説明をしたいと思いますので、別紙新旧対照表のほうを御覧ください。こちら第７条の改正前、表の右側になりますが、第７条の（２）に「売春防止法第１７条」との記載がございますが、こちらの内容も、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、売春防止法の第１７条を含む、法の第３章、補導処分が廃止となるため、（２）を削除し、左側の改正後のとおり（１）の内容を条文に整備してございます。

主な改正内容は以上となります。

申し訳ありませんがまた資料２の表面にお戻りいただきまして、４、施行期日でございます。本規則は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行される令和６年４月１日から施行するものとなります。なお、５、その他に記載がございますが、条例改正の議決が条件となっております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。よろしいでしょうか。

では、第１号、第２号議案について、それぞれを採決していきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 それでは、採決いたします。第１号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 では、異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、第２号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第6号議案、区議会提出議案に関する意見聴取（品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例）について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、第6号議案、区議会提出議案に関する意見聴取（品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例）について、御説明を申し上げます。

恐れ入ります、資料の6をお手元に御用意いただければと思います。本件は、品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例の議案提出に伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出するというものでございます。

本件の詳細につきましては、この後総務課長より御説明申し上げます。

【教育長】 総務課長。

【総務課長】 それでは、私から、品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例の立案請求の内容について、御説明させていただきます。まず、教育委員会資料6として、概要の資料をつけてございます。また、情報といたしましては、新旧対照表のほうを添付させていただいております。

まず、改正の理由でございますけれども、区長部局におきまして令和6年1月4日よりいじめの相談の窓口を設置する等、いじめの早期発見・早期解決に向けた対応を図ってございます。今後より一層、教育委員会、学校との連携協力の下、区長部局においてもいじめ対策を推進していくことから、品川区いじめ防止対策推進条例の一部改正を行いたいというものでございます。

資料の2へお進みくださいませ。改正の内容でございます。まず、(1)でございます。内容でございますけれども、いじめに関する相談・通報することができる体制の整備について書いてございます。これまでの教育委員会における体制に加えまして、区長部局においても、電話ですとか、ポータルサイト、手紙など、相談しやすい環境をさらに整備することを踏まえ、これを明文化しているものでございます。条文といたしましては、改正条例の16条の2項に当たります。

(2)に進みまして、いじめへの対処に当たりまして、区長部局と教育委員会、それぞれが把握いたしましたいじめに関する情報の一元管理を図り、互いに連携協力しながら、迅速かつ適切に対処していくという体制をつくりたく、こちらを明文化したものでございます。(2)につきましても、同じく改正16条の5項に定めているところになります。

(3)に進みまして、区長部局におけるいじめに関する調査等につきまして、相談等を受けたいじめへの適切な対処に当たりましてその事実関係を正確に把握する必要がございますので、これを明文化したものでございます。こちらは、改正条文の19条の2項、3項に定めてございます。

(4)に進ませさせていただきます。区長部局による教育委員会の必要な措置の勧告につきましましては、いじめの事実等があり、かつ教育委員会、学校が法に基づく適切な措置を講じていないようなときに外部の第三者の意見を踏まえて実施するものでございまして、第三者的な視点からいじめの被害児童の救済を図るものでございます。こちらにつきましましては19条の4項に定めてございます。

(5)に進みまして、いじめに係る児童等への支援でございます。支援といたしまして、

当然相談、アドバイス、仲介といった介入を図ってまいりますけれども、被害児童等のいじめを起因とした、例えば転校などにかかる費用等の一部を補助する等、児童の置かれた状況に応じた支援を行っていく旨を明記しているものでございます。こちらにつきましては、改正条例の17条の1項、2項に記載してございます。

そのほか、保護者におかれましては、保護する児童等がいじめを受けているときは、区立学校の教職員、教育委員会、区長部局に相談するよう努めていただくように記載するものでございます。こちらは、戻りますけれども、改正条例の8条に記載をさせていただいております。

その他、改正全体につきましては新旧対照表のとおりでございまして、赤線を引いてございます。こちらにつきましては、施行が令和6年4月1日となります。こちらのほうにつきましては、御意見を頂戴いたしました後、区議会のほうに提案させていただきたいと考えてございます。

私からの説明は以上となります。よろしく御審議、御意見のほう、よろしく願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 今回、地域住民の方が通報ができるというのが条文に書かれていてすごくよいなと思って、これを実効性のあるものにするという話になって、少し先の話になってしまうんですけども、結構幼稚園のお子さんを持っているママさんとかが、公園で子供たちが下校中にちょっとトラブルになっているなというのを見かけることがよくあるというお話を聞くんですけども、そういうときにどこに相談していいのか、そもそもそれを小学校とかに私が電話していいのかみたいなことが、どうしていいかわからないという方が結構いらっしゃるの、そういった方に「こういう形で通報してください」みたいな、広報とかそういう周知の部分を一緒に考えていただけるとすごく実効性があるものになって、子供たちにとっても安心な地域になるんじゃないかなと思います。よろしく願いします。

【教育長】 何かありますか。大丈夫ですか。事務局からなければ、ほかに御意見はありますでしょうか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 趣旨については十分理解できるのでこれでいいかなと思うんですけども、一点感じたのは、先ほどの説明の中で明文化したというお話がありましたけれども、この第6条の2項、「教育委員会は、区長が実施するいじめの防止等のための施策に協力するものとする」と、当たり前と言えば当たり前なんですけれども、「協力するものとする」と、改めてこういうふうにも明文化する必要があるという考えなのでしょうか。別にこんなふうにも書かなくても連携するのは当たり前なので、ちょっと思ったんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

【教育長】 総務課長。

【総務課長】 委員がおっしゃるとおり、協力するのはごくごく自然なことという部分はございます。ただ、教育委員会としてこういったことに関して、区長部局としましても、それぞれが独立した機関でありますので、しっかりと協力をしていくというものを明記し

て、連携して、協力し合いながら進んでいくという趣旨を明文化していると考えております。

【教育長】 いかがでしょうか。

【吉村教育長職務代理者】 分かりました。

【教育長】 御指摘のとおり、当たり前のことであるがゆえに「協力」という表現がいいのかどうなのかということを考えているところはあるのですが……。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 私も引っかかったのはそこなんです。「連携する」というのは分かるんですけども——区長部局、あるいは区長と教育委員会が連携して事に当たるというのは分かるんですけども、この文書だと、「教育委員会は協力するものとする」というのはちょっと違和感があるんです。一緒にやっていくというのは当たり前ですから、それが「教育委員会は協力するんだよ」というような書き方になるところにちょっと違和感があったので質問させていただきましたけれども、一緒にやることは当然だと思うので。

【教育長】 いかがでしょう。

総務課長。

【総務課長】 協力するという言葉のニュアンスが何か、区長部局が主で、教育委員会が従で、もしくは区長部局が上で、教育委員会が下でみたいなニュアンスになって感じられる部分があるのかもしれませんが、あくまでもこちらの連携——5条の2にもあえて書かせていただいておりますけれども、連携ということで、区長部局、教育委員会はあくまでも対等な立場の中で、今回新しく区長部局のほうでも独自の動きを取っていく部分がございます。そういった中で区長部局単独でいじめに向き合う部分については、学校教育委員会の協力なしにはなかなか難しい部分がございます。そういった意味では、対等な立場といえますか、御助力をお願いするという意味合いとして、「協力」という言葉が必要かなと考えたところでございます。

【教育長】 いかがでしょうか。正直、私も吉村職務代理者と同様な受け止め方をしたんですが、立場が同等であるがゆえに「協力」という言葉を使っているという理解もできるかなという受け止めもできますので、受け止め方であるかなとは思っております。

ほかの委員さんから何かありますか。もちろんここに限らず。

稲垣委員。

【稲垣委員】 確かに協力となると、一般的なイメージとしては何となく、決まったことに対して「はい」と言って手伝うというイメージがちょっとあるかなという感じはします。

【教育長】 いかがですか。

海沼委員。

【海沼委員】 同じ意味なんだろうと思いますが、7条の2にもやはり施策に協力するということが書いてあります。これは難しいですね。

【教育長】 総務課長の説明にありましたように、決して主従の関係ではないということで、対等な立場で独立した機関として、施策にお互いに協力するという立場ではあるかと思えます。この条例上は教育委員会の責務としてこういった形での明文化をしたいという理解をしておりますが、いかがでしょうか。

何か総務課長からありますか。これでフィックスしていきたいというところの御提案と
いうことですね。

総務課長。

【総務課長】 もちろんこちらとしては最終的な案ということで御提示をさせていただ
いております。ただ、御意見を伺う場でございますので、御意見を頂戴した上で、最終的
にはどのような条文で議会に対して立案請求をするのか、今後検討してまいります。

【教育長】 分かりました。それでは、今の6条と7条の「協力」という文言に対する
各委員の考え方というか、懸念というか、そのあたりは受け止めていただき、御検討をお
願いしたいと思います。決定するのは区長部局ですので、そちらでまた決めていただけれ
ばと思います。

ほかのところも含めて、何か御意見はありますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、区議会提案議案に関する意見聴取（品川区いじめ防止対策推進
条例の一部を改正する条例）について、採決していきたいと思います。御異議ございませ
んか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決をいたします。区議会提出議案に関する意見聴取（品川区
いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例）について、原案どおり可決することに御
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 では、異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第2、協議事項1、教育委員会事務事業の点検及び評価について。説明をお
願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、令和5年度教育委員会事務事業の点検及び評価につ
いてを御説明いたします。

恐れ入ります、資料の7をお手元に御用意いただければと思います。1番、制度の趣旨
でございます。平成20年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に
より、全ての教育委員会は毎年、委員会の権限に属する事務の管理執行状況について点検
及び評価を行い、その結果を報告書にまとめ、議会に提出するとともに、住民に公表しな
ければならないとされました。これを受け、品川区におきましても、報告書を議会に提出
し公表することにより、効果的な教育行政の推進、ひいては区民への説明責任を果たすこ
とを目的としております。

2番、これまでの経緯につきましては、資料に記載のとおりでございます。

3番、評価対象事業につきましては、資料に記載の4区分により選定をしております。
今年度は全15事業を選定しております。

おめぐりいただきまして、4、スケジュールの関係でございます。今年度の事務事業の
点検につきましては8月の定例会にて協議をさせていただき、評価対象事業、そして学識
経験者の知見の活用という観点から意見を求める事業について御決定をいただきました。
その後、事務局におきまして対象事業について点検評価を行い、評価シートを作成いたし

ました。また、学識経験者からの意見も整いました。

本日の趣旨といたしましては、これらについて教育委員の皆様から御意見を頂戴したいというものでございます。いただいた御意見につきましては、評価シートの「教育委員会からの意見」の欄に記載をした上で、次回、2月の定例会で議案としてお諮りをしたいと考えてございます。その後、議会、文教委員会でも報告をし、区のホームページで公表をしてみたいと考えてございます。

続きまして、5、実施方法・基準の(2)、評価基準を御覧ください。①番、基本評価としましては、継続性、効果性、効率性の3つの評価基準に対しまして、それぞれ4段階、AからDで評価をしております。②番、総合評価につきましては、A、拡充、B、継続、C、見直し、D、廃止の4段階で評価をしております。各シートの評価結果及び今後の方向性につきましては、この後各課長から御説明を申し上げます。

続きまして、6番、学識経験者の知見の活用でございます。法律上は任意ですが、毎年御意見を頂戴しております。資料は少し飛びまして、21ページを御覧いただければと思います。今年度は2事業について御意見をいただきました。まず1つ目、発達障害教育支援員の配置についてでございます。こちらは、明星大学教育学部の青木特任教授にお願いをいたしました。22ページの効果性のところで、今後の課題といたしまして支援員に対する研修の充実が挙げられておりますが、全体として本事業は各学校における特別支援教育の中で確かな役割を担うことができおり、今後もさらなる充実が必要であるとされております。

続きまして、25ページを御覧ください。2つ目、品川英語力向上推進プランでございます。こちらは上智大学名誉教授、日本英語検定協会会長の吉田研作氏にお願いをいたしました。今回は7年生から9年生についての評価をお願いいたしましたが、9年生の英語力は全国的に見てもトップクラスにランクされるなど、品川区の英語教育は大きな成果を示しているとの評価をいただいております。

続きまして、担当の課長から各事務事業評価シートを御説明申し上げます。順番が前後いたしますが、御了承いただければと思います。

まず、庶務課所管分から御説明申し上げます。恐れ入ります、資料は12ページにお戻りいただければと思います。文化財の活用でございます。基本評価の効率性は、実施手法について一部見直しが必要なCとなっております。今後はデジタル技術を活用した文化財の紹介といったことが求められております。総合評価はAで、区民の意識の向上を推進していくとしております。また、昨今の宅地開発等の需要の高まりに伴い、開発事業者や施主等への適切な指導を行う必要性も高まっておりますことから、今後も丁寧に取り組んでいくとしております。

続きまして、18ページを御覧ください。14番の安全衛生管理でございます。総合評価はA。健康相談や産業医、面接指導などにより、教職員の病気等の予防、早期発見、早期対応に努めてまいります。今後の方向性としましては、休職者数の減、スムーズな復職などに向け、東京都の事業も活用しながら進めていくとしております。

私からは以上でございます。この後、引き続き各課長から御説明を申し上げます。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 それでは7ページへお戻りいただきまして、3、学校改築の計

画的な推進でございます。こちらは、基本評価はA、効率性だけB、総合評価はAでございます。昭和30年以降に建築された校舎が老朽化による改築の時期を迎えております。老朽化対策や良好な教育環境を整備するため、就学人口の動向や地域バランスも勘案し、計画的な学校改築を推進してまいりたいと思っております。総合評価はA。改築に伴い、児童・生徒が安全で充実した学習環境の下学校生活を送ることができること、その上防災の観点でも向上していきますので、総合評価はAでございます。今後の方向性ですが、建物の老朽度や就学人口の動向、地域バランスを踏まえて計画的に学校改築を推進し、また、省エネ・創エネの設備の導入を進め、建物のZEB化を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 それでは、私からは学務課所管分の説明をいたします。5ページにお戻りいただきまして、事業名称は1、学事制度等の検討でございます。基本評価は全てB、総合評価もBとなっております。今後の方向性でございますが、学事制度審議会から今年度、3月を予定してございますが、答申が出される予定でございます。令和6年度は具体的な制度設計、関係者への周知を行い、令和7年度新入学者に係る事務を進めてまいります。

続きまして6ページ、2、都立特別支援学校給食費補助でございます。基本評価はこちらも全てB、総合評価もBでございます。今後の方向性でございますが、区民の利便性向上のために、受付及び支給時期を随時検討してまいります。また、開始して間もない事業でありますので、本事業について引き続き区民への周知を図り、また、国立・私立特別支援学校に在籍する児童・生徒への支援の拡大を検討するとなっておりますが、国立・市立の特別支援学校の拡大につきましては、補正予算を組みまして今月から受付を開始してございまして、3月に支給を予定してございます。また、都立特別支援学校でございますが、現在東京都のほうで、来年度から都立学校については給食の無償化を都が実施するという情報もございますので、そちらのほうを注視してまいりたいと考えてございます。

ページが少し飛びまして、13ページ、9、学校ICTの推進（ICT支援員による学校サポート）でございます。基本評価でございますが、継続性、効果性はA、効率性はB、総合評価はAとなっております。今後の方向性でございますが、教育のICT化は急速に進んでいるため、個々の教員のICTに関する知識・技術レベルの向上は必須である。学校のニーズも踏まえた支援員の展開を行うとともに、支援員間で区内・他団体で行われた有効なICT活用事例等を共有し、ICT活用を日常的に実践できるよう、支援体制の充実を図ってまいります。

続きまして、14ページ、10、給食運営でございます。基本評価につきましては、継続性、効果性につきましてはB、効率性につきましてはCでございます。総合評価もCとなっております。今後の方向性でございますが、子供の健やかな成長を社会全体で支援するため、給食を無償化し子育て家庭の不安や負担の軽減を図りながら、良好な給食環境を保ち、給食の質を維持してまいります。こちらの総合評価でございますが、今年度から給食の無償化を行って間もないということでCとしてございます。またこちらも、来年度から東京都のほうが無償化している自治体につきまして補助を出すという情報もござい

すので、そちらのほうは注視してまいります。

以上でございます。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 指導課でございます。まず8ページにお戻りいただきまして、教職員支援経費でございます。学校夜間電話対応の委託や、人的支援としてスクールサポートスタッフや副校長補佐の配置を行っております。総合評価をAとしております。勤務時間外の電話対応業務の削減に加えまして、保護者等への教員の勤務時間の周知につながっています。スクールサポートスタッフにつきましては、全ての学校で教員の本来業務である授業準備等に充てる時間が増えております。また、副校長補佐につきましては、今年度現時点で26校で配置を行いまして、副校長の負担軽減だけでなく、教職員の育成に充てる時間が増えることで円滑な運営につながる効果が出ております。今後は副校長補佐を全校配置してまいりたいと考えております。

続きまして、15ページを御覧ください。校区教育協働委員会でございます。平成28年度より開始をいたしまして、区内の公立学校全校が品川コミュニティー・スクールとして、地域と共にある学校づくりを推進しております。校区教育協働委員会については各学校で6回開催をし、学校運営の基本方針の承認や教育活動の評価などを行っております。総合評価をAとしております。令和4年度実施の保護者アンケートでは、「品川コミュニティー・スクールはよい取組だと思う」の項目について、肯定的な回答が全体で約90%となっております。今年度は、4月に施行されましたこども基本法の理念を踏まえ、通常の校区教育協働委員会を拡大いたしまして、子供の声を聞く品川コミュニティー・スクールDAYを各校で開催し、学校運営等に生かす機会をつくることができました。この取組を次年度も継続するとともに、コミュニティー・スクールの取組の評価のシステムを確立するため、ポートフォリオモデル校を指定し、効果検証を通じて成果と課題を整理していく予定です。

1枚おめくりいただきまして、16ページ、品川英語力向上推進プランでございます。7年生から9年生を対象とした英語教育の推進の取組として、授業内では全学年のALTの派遣と、8、9年生のオンラインによるマンツーマンレッスン。授業外では、放課後に希望者を対象にさらなる英会話レッスンを開講するグローバル人材育成塾を行っています。育成塾修了者のうち希望者を対象としまして、宿泊型のブリティッシュヒルズでの2泊3日の体験、日帰り型のTokyo Global Gateway Blue Oceanでの体験を行っております。そして、これらの取組の効果検証として、9年生を対象として4技能検定を実施しております。総合評価をAとしております。9年生の英語力はCEFR A1レベルである英検3級程度相当以上の取得率が82.1%と、高水準となっております。また、アンケートの結果からも、英語学習を大切だと考える生徒の肯定的回答は全ての学年において90%を超えております。区の英語教育のさらなる充実に向けて、即興性を踏まえたやり取りができるよう、系統的に指導していく必要があると考えております。そのために、オンラインレッスンの対象を8、9年生に加えて、7年生にも実施できるよう検討してまいります。

最後に19ページ、一貫教育の推進についてでございます。品川区立学校教育要領に基づき、一貫教育によりどのような効果や結果が現れるか評価・検討するため、品川教育検討委員会を開催しております。区教育委員会として教育課程や区の課題を明確にすること

で教育施策に生かし、各学校は教育課程や指導方法に関する事項の課題や解決策を立てることで、指導方法の改善や児童・生徒の学力向上等を進めております。総合評価をAとしております。今年度は、全国小中一貫教育連絡協議会の代表幹事として、1月25日並びに26日に小中一貫教育全国シェアミーティング in 品川を行います。その中で品川区の一貫教育の取組を紹介していく予定です。本会の成果も生かしながら、これからの時代を生き抜く児童・生徒を育成するために、9年間を通して系統的な教育活動を実現する一貫教育を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 それでは、続きまして9ページ、スチューデント・シティ、ファイナンス・パークを御覧いただければと思います。基本評価は、継続性がA、効果がB、効率性がCとなっております。スチューデント・シティにおきましては、令和2年度のコロナの影響で1年間休止、令和3年度、4年度につきましては、本来実施すべきだった5年生ができなかったということもあり、6年生での実施となりました。令和5年度につきましては、本来の5年生での実施に戻すために5、6年生での実施としております。令和6年度まで5、6年生での実施となり、令和7年度からは本来の5年生での実施に戻せるという見込みでございます。そうした中で、もともと委託事業で行っていた事業を区教育委員会が主体で運営を行っております。効率性のCのところですが、今後の方向性にもつながりますが、本事業へ参加した児童、生徒、保護者、参加企業からの要望、意見などを踏まえ、適宜改善を図れるという体制になっておりますので、ここではCといたしまして、適切な運営体制を目指していくとさせていただきます。

私からは以上でございます。

【教育長】 特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 ページをおめくりいただいて、10ページ、私からは発達障害教育支援員の配置について御説明いたします。現在15校を対象に、モデル事業として実施している事業でございます。基本評価につきましては、継続性、効果性、効率性ともにA評価でございます。総合評価につきましてもA評価となっております。今後の方向性でございますが、モデル校の実施状況を踏まえ、雇用形態、規模等を含め、検討していく中でさらに拡充を進めていく形で考えております。

以上でございます。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 それでは、私から品川区立図書館の所管分について御説明申し上げます。11ページを御覧ください。事業名称7の、科学あそび教室です。観察や実験を通して自然科学分野に興味を喚起することで、科学読み物につなげていくために開催しているものです。本講座は図書館の児童向けイベントの中でも人気の高いものの一つで、応募者も多く、受講は抽せんとなっております。総合評価はA。実際に体験、経験するイベントであり、参加者の評価も高く、拡充していく事業とされております。今後の方向性は、評価の高い講師の講座に依頼が集中しているところもあり、他の講師を探しているところがございます。現在は小学生を対象としておりますが、今後は中学生以上を対象とした講座も検討してまいります。

17ページを御覧ください。事業名称13、「しながわ親子読書の日」及び「子ども読書の日フェア」です。しながわ親子読書の日は、毎月23日を乳幼児の親子を対象に、親子一緒に家庭で読書を楽しむ日としています。その日に合わせて、毎月テーマを決めた絵本を紹介しております。子ども読書の日フェアは、子供の読書活動の普及啓発を図るため、毎年4月、10月に、春と秋の子ども読書の日フェアを実施しています。総合評価はB、特に子ども読書の日フェアについては小学生に対する働きかけの強化が課題となっております。今後の方向性は、乳幼児親子への働きかけを継続しながらも、小学生世代が関心を持てるような事業を展開し、子供読書活動の推進を目的とした事業を行っていくとしています。

以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。御意見でも結構です。

吉村職務代理人。

【吉村教育長職務代理人】 まず、4番の教職員支援経費ですけれども、評価もAということで、特にここは学校の働き方改革というところに絡んでくる事業だと思うので、具体的に、夜間電話対応であるとか、委託であるとか、副校長補佐——これが先ほどの御説明で、今年度は26校配置して、来年度は全校への拡大を検討しているというお話がありました。ここは非常に重要なところかなと思っておりますが、できれば、副校長の配置を26校にしてそこの副校長が実際にどんな負担軽減があったのかとか、そういうところのものを指標にして評価を出していくとさらに説得力があるのかなとは思いました。でも大事な事業かなと思います。

それから、10ページの発達障害教育支援員。これも特別支援教室は基本1年で変わっていくというようなことが出されているので、この発達障害教育支援員の配置というのも多分、私は詳しく調べていませんけれども、他区はまだここに手が回っていないような状況のところには本区はきちんと支援をしているということで、ここも大きな評価ができるのかなと思っています。ぜひ小学校・義務教育学校（前期課程）の全校配置を目指していくとありますので、これもぜひ充実させていただきたいなと思いました。

最後に、15番の一貫教育の推進なんですけれども、これは事務事業として評価するのは非常に難しいということは前提としてお話をするんですけれども、この事業目的に書いてあるようなことについての評価だとすると、例えば総合評価がAになっているんですけれども、その理由として、お子さんの通っている学校は一貫教育を推進しているという保護者の肯定的な回答、あるいは学力定着度調査の、「学校で学んだことは、将来社会に出るときに役立つと思いますか」という9年生の肯定的な回答というのは、ちょっと指標としては弱いかなと。一貫教育が本当にこの事業目的のところに書いてある効果を上げているかどうかということの指標は、もう少し別のところを取る必要があるのではないかなと思っています。ただ、先ほど申し上げたように一貫教育の効果検証というのは非常に難しいので、何かもう少し焦点化して、例えば一貫教育の中のこの部分とかというふうにやらないとできないことなのかもしれないんですけれども、これは指標と併せて評価の仕方を工夫していく必要があるんじゃないかなと思いました。

私からは以上です。

【教育長】 ほかにございますでしょうか。

海沼委員。

【海沼委員】 2番の、都立支援学校の給食費の補助ですけれども、来年度からは東京都のほうで支援があるということですので、東京都の動向に十分に留意して、保護者への補助を実施していただきたいなと思っております。

それから、7番の品川図書館の科学あそび教室ですけれども、本といえは物語と結びつける子供が多いと思われまますけれども、自然科学や歴史を扱った知識の本もあることや、この分野の本を活用することということで、知的好奇心を満たして範囲を広げるための事業ということで、一層充実を図っていただきたいなと思っております。品川区にはエコルとごしというのがあります。そういう自然観察をする場所もありますので、また連携していければいいのかなと思っております。

それから、8番の文化財の活用ですけれども、これも各種の事業を通じまして、文化財の興味関心を多くの区民に持っていただきまして、文化意識の向上を引き続き図っていただきたいと思います。また、区の文化財保護につきましても理解、協力を得られますように、丁寧に説明を続けていただきたいと思っております。

あと、10番の給食の運営ですけれども、学校給食が一番大事なことでありますので、保護者の負担が軽減されるよう、また、今東京都からの補助もあるということで、品川区はとても先に進んで給食費に補助を出していただけたということで、よかったなとも思っておりますし、また、衛生管理を徹底いたしまして、環境問題にも配慮しながら、給食業務の遂行の円滑と良好な給食環境の維持を図っていただきたいなと思っております。

【教育長】 ありがとうございます。

稲垣委員。

【稲垣委員】 まず、3番の学校改築の計画的な推進に関してですが、学校の施設はやはり皆築四十、五十年を経過してしまっていて、児童・生徒の学習環境に課題が生じている状況かと思えます。また、就学人口が増加しておりまして、教室不足がいろいろな学校で想定されていますので、今後も計画的に改築に取り組んでいく必要があるかなと思えます。改築に当たっては、建築手法の工夫とか適切な建築計画を設定していただいて、児童と生徒の安全を最優先に、また、学校生活、授業等への影響を可能な限り抑えて、経費の縮減にも取り組んでいただきたいと思えます。

5番目、スチューデント・シティー、ファイナンス・パークですが、私は実際に見せていただいたこともあるんですけども、とてもいい活動でして、子供たちもすごく前向きに参加していて、経済活動を実際に体験できる、将来に向けた職業観等を育成する場として、本当に皆さん、保護者も含めて評価している事業だと思いますので、今後もぜひ継続していただきたいと思っております。ただ内容に関しましては、特にファイナンス・パークのほうは少し近年の経済状況とか、品川区の家庭の傾向とは少し離れてしまっているものも一部感じられるところがありましたので、児童とか生徒が納得感を持って身近に感じながら取り組むことができるように、関係者の方から要望とか意見を適宜取り入れ、アップデートして運営していただければなと思えます。

6番に行かせていただきます。発達障害支援員の配置に関しましてですが、これは配置されることで、発達支援が必要なお子さんだけでなく、学級の運営が安定するという意味でも、担任の先生にとっても、その他のお子さんにとっても大切なものだと思いますので、

人材の確保が急務だと思いますので、今後も継続的に行っていただければと思います。モデル校での実施状況を踏まえまして、必要とする全ての児童の方が支援を受けられるように、可能な限り速やかに拡充していただければと思います。

12番の品川英語力向上推進プランについて、中学生の子供たちがとても英語になじんでいまして、英検を受けるのにもすごく積極的なお子さんが多いのはやはり品川区の英語教育の効果が出ているなどすごく感じております。ただ、グローバル人材育成塾のほうは、保護者のほうに周知がちょっと足りない部分も一部感じられるところがあるので、また、子供が魅力を感じて参加できるような感じで、言語としての英語に親しめるような環境を広げていくことが必要かなと思いますので、このまま区の英語力のさらなる拡充を図っていただければと思います。

13番に続きまして、「しながわ親子読書の日」及び「子ども読書の日フェア」に関してですが、絵本の読み聞かせの事業は本当にたくさん行っていらっしゃるって、小さな子供からとても絵本や本に親しめるようになってきていると思います。ただ、自分で読めるようになった頃になってやはり親が読み聞かせをするのが少し難しくなっていくので、小学生以降の子供に、自分が感じた興味とか関心は読書によって深めることができるんだよということを少しずつ伝えていくことや、あと、やはり図書館に入ることが小学生の子供にとって少し敷居が高いと感じられているところがありますので、身近に感じられて、気軽に足を運べるようにする工夫を図っていただければと思います。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。今委員の皆さんから御意見、御指摘をいただきましたので、それを踏まえて今後の事務事業の展開を図っていただきたいと思います。吉村職務代理者からありました一貫教育の推進については、確かに指標をどう取るかということがかなり難しいところがありますので、このアンケートの結果を基にという評価になっていると理解しております。この指標の適切性も含めてまた検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

ほかにはございますでしょうか。

庶務課長。

【庶務課長】 すみません、今回全部で15シート御用意をさせていただきましたけれども、まだ御意見を頂戴したいと思うシートが、1番の学事制度の検討。それから、9番の学校ICTの推進。11番、校区教育協働委員会。14番、安全衛生管理。以上のシートについても御意見を頂戴できればと存じます。

【教育長】 では、今庶務課長からありました、御意見をいただいているシートについて。

海沼委員。

【海沼委員】 14番の安全衛生管理ということで、文部科学省の調査によりますと、令和3年度に精神疾患で病気休職した教職員の数が過去最多となっているということでお話を伺いまして、教育職員の安全衛生管理は重要な事業だと思っております。安全で充実した教育環境を提供するために産業医を任用いたしまして、教職員の安全と健康保持・増進を継続していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【教育長】 吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 1番の学事制度等の検討については、今年度は急務ということで学事制度審議会のほうで検討を進めていただいていますので、これは早めに結論を出していかなければいけない事業だと思っておりますので、ここに書いてあるとおり令和5年度中に答申が出される予定ということですから、来年度の具体的な制度設計に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。これはもうこのとおりだと思ひます。

それから、9番、学校ICTについては、個々の教員の知識・技術レベルも向上はしていると思ひますけれども、1人1台タブレットになって、それを使った授業への活用ということについては、まだまだ教員が研修したりいろいろな技能を習得していく余地があると思ひるので、その辺も含めて支援を継続していただきたいと思ひています。

それから、11番の校区教育協働委員会ですが、これはいろいろあるんですけれども、各学校で6回やっているということと、委員長協議会を年1回やって充実を図っているということですが、ここには表れてこないのかもしれないんですけども、恐らく校区教育協働委員会も学校によって中身、取り組んでいる内容とか検討状況については温度差があるんじゃないかなと私は思っているんで、その辺も含めて、例えば校区教育協働委員長協議会を年1回やっているということなので、そういうところでの共通理解を通して、各学校間の温度差をできるだけなくしていくということも今後の課題になるのかなとは思ひています。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

【教育長】 それでは、教育委員会事務事業の点検及び評価については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3、報告事項1、令和5年度補正予算(最終)について。本件は区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては会議の扱いについてどのように考えますか。

庶務課長。

【庶務課長】 令和5年度補正予算(最終)につきましては、区議会の議決前の案件でございます。したがって、公平または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 庶務課長より説明がありました。本件は品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき非公開の会議とし、会議日程を変更して、全ての会議の終了後に会議を開くこととしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたします。

次に、日程第3、報告事項2、令和6年度新入学学校選択希望申請理由の調査結果について。説明をお願いします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、令和6年度新入学学校選択の希望申請理由に関する調査結果について、説明をさせていただきます。

資料9を御覧ください。1、調査の目的でございます。学校選択を利用した保護者の申

請理由を調査することで、学校選択の希望の状況や傾向を把握し、今後の学校運営の改善につなげることを目的としております。

2、調査の対象でございます。対象は、令和6年度に新入学となる児童・生徒を持つ保護者で、学校選択の希望申請をされた方となります。

3、調査実施方法でございます。昨年度までこちらの調査につきましては、新入生がいる全世帯に郵送しております学校選択の案内にアンケート用紙を同封し、実施をしておりました。今年度からは、希望申請を品川区電子申請サービスによる受付に変更したことに伴い、アンケートについても電子による回答に変更し、実施をしてございます。アンケートの選択肢につきましては、2ページ目のほうに記載をしてございます。

4、対象者及び回答数でございます。新入学予定の児童生徒数は6,275名、アンケートの調査対象となります希望申請された方が1,094名、回答いただいた方が136名、回答率は12.4%となっております。

5、結果概要でございます。表をつけてございますけれども、3ページに全選択肢の状況をグラフで示しておりますので、そちらのほうを御覧ください。上段が小学校・義務教育学校（前期課程）の結果でございます。回答いただいた方が71名となります。なお、回答につきましては複数回答可となっております。選択理由で一番多かったのが、学校が近く通学しやすい。ちなみにこちらは昨年度は2番目の回答でございました。今年度の2番目につきましては、学校の教育活動に魅力がある。こちらは昨年度は1番となっております。3番目でございますが、友人関係による希望ということで、こちらは昨年度は5番目の選択でございました。4番目以降の選択につきましてはこちらのグラフのとおりでございますが、参考といたしまして、昨年度の3番目は、今年度の4番目になっております兄弟姉妹が在籍または、親の出身校のためでございます。

続きまして、下段になります中学校・義務教育学校（後期課程）についてでございます。回答いただいた方が65名となります。選択理由で一番多かったのが、友人関係による希望。2番目が、学校が近く通学しやすい。3番目は学校の教育活動に魅力があるでございます。中学校・義務教育学校（後期課程）につきましては昨年度も同じ順番となっております。4番目以降につきましてはグラフの記載のとおりでございます。下段のほうにその他の主な内訳が書いてございますが、こちらは記載のとおりでございます。

最後に、アンケートの回答率についてでございます。今年度から電子申請に変更いたしました。資料に記載のとおり回答率が12.4%となっております。こちらは昨年度ですと約9割の方から回答をいただいております。電子申請に変える際にアンケートの入り口は希望申請と同じ入り口というか、選べるところにアンケートのほうも入り口を作っておりましたが、結果といたしまして今回12.4%という、昨年度よりは低い回答率となっております。今回の件を受けまして、今後アンケートの位置ですとか、周知方法を改めて検討してまいりたいと思っております。

説明は以上となります。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 質疑ではないですけれども、今、学務課長が一番最後におっしゃっていたように、学校が行う保護者へのアンケート評価なんかも、紙ベースからF

o r m s とか電子に変えた途端に回答率が下がるという傾向があるんです。だから工夫が必要だろうなど。12.4%ですから、何とか来年はこれをもう少し上げていただきたいなとは思いました。

以上です。

【教育長】 ほかにございますか。

では、令和6年度新入学学校選択希望申請理由の調査結果については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3、報告事項5、区立学校におけるいじめ重大事態の発生状況について。本件は区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては会議の扱いについてどのように考えますか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況につきましては、内容に個人情報が含まれており、個別のいじめ事案に関する協議報告の場でもあります。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 教育総合支援センター長より説明がありました。本件は品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき非公開の会議とし、会議日程を変更して、全ての会議の終了後に会議を開くことといたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたします。

次に、日程第3、報告事項6、いじめの重大事態の結果報告について。本件も区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては会議の扱いについてどのように考えますか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 いじめの重大事態の結果報告について、につきましても、内容に個人情報が含まれており、個別のいじめ事案に関する協議報告の場でもあります。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 教育総合支援センター長より説明がありました。本件は品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき非公開の会議とし、会議日程を変更して、全ての会議の終了後に会議を開くことといたしますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたしました。

次に、日程第4、その他、令和6年2月・3月行事予定について。説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、令和6年2月・3月の行事予定についてを御説明申し上げます。

お手元に資料の15を御用意いただければと思います。2月につきましては、13日の

火曜日午後2時から、教育委員会の定例会をここ、教育委員室で開催予定でございます。3月につきましては、卒業式が予定されております。19日の火曜日10時から中学校、義務教育学校で卒業式が予定されております。22日の金曜日は10時から小学校での卒業式が予定されておまして、その日の午後1時、13時から教育委員会の臨時会をここ、教育委員室で開催予定となっております。

以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

それでは、令和6年2月・3月行事予定について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

先ほど決定しましたとおり、非公開の会議を開きますので、傍聴の方は御退室願います。

— 了 —